

審決取消請求事件

[平成28年3月23日判決（知財高裁） 平成27年（行ケ）第10127号](#)

キーワード：進歩性／動機付け／引用発明と周知技術の組み合わせ

担当 弁理士 村瀬謙治

1. 事案の概要

原告の本件特許権に対し被告が無効審判を請求し、以下の経緯をたどって、平成27年5月29日に特許庁が請求項1を無効とする審決をした。これに対して、原告が審決取消訴訟を提起した。

平成22年 9月14日 無効審判（無効2010-800162号）

平成23年 4月14日 審決⇒請求項1 無効

平成23年10月 7日 判決⇒審決取消

平成24年 1月24日 審決⇒請求不成立

平成24年12月25日 判決⇒審決取消

平成27年 5月29日 審決⇒請求項1 無効

2. 結論

審決取消

3. 本件特許

発明の名称 : レーザ加工装置

登録番号 : 特許第3138613号

出願日 : 平成 7年 5月24日

登録日 : 平成12年12月 8日

4. 本件発明

レーザー発振器から出力されるレーザービームを集光光学部材を用いて集光させ、切断・溶接等の加工を行うレーザー加工装置において、

前記レーザービームの伝送路に設けられ気体圧力により弾性変形するレーザービーム反射部材と、

このレーザービーム反射部材の周囲部を支持し前記レーザービーム反射部材とともにレーザービーム反射面の反対側に空間を形成する反射部材支持部と、

前記反射部材支持部に設けられ、この反射部材支持部の空間に気体を供給する流体供給手段と、

気体供給圧力を連続的に切り換える電空弁と、

前記反射部材支持部に設けられ、前記反射部材支持部の空間から気体を排出する流体排出手段とを備え、

前記空間は流体供給経路及びこの流体供給経路と別体の流体排出経路を除き密閉構造とし、さらに前記空間は前記流体供給手段及び前記流体排出手段とともに出口を有する流体動作回路を構成して、

前記流体排出経路を通過した気体は前記流体排出手段より外部に排出され、

前記流体排出経路を前記流体供給経路よりも狭くすることにより、前記レーザービーム反射面の反対側に前記レーザービーム反射部材が弾性変形するに要する気体圧力をかけるように構成したことを特徴とするレーザー加工装置。

5. 争点

本件発明では「流体排出経路」が「流体供給経路」よりも狭く構成されているが、この構成が引用発明に周知例10又は11に記載の技術を適用することにより容易に想到し得たといえるか否かが争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 本件発明においては、流体排出経路を流体供給経路よりも狭くしていることが認められる。この点に関し、本件明細書【0031】には、「エア出口18の内径を、上記エア入口14の内径に比べて充分小さくすることにより、少ない流量で上記曲率可変反射鏡10のレーザービーム非反射面（裏面）22に圧力を加えることができる」と記載されている。

本件発明と引用発明との間には、本件審決が認定したとおり、本件発明の「流体排出経路」は「流体供給経路」よりも狭くしたものであるのに対し、引用発明の「流体排出経路」と「流体供給経路」がそのようなものであるか明らかではないという相違点が存在するものと認められる。

(2) 本件審決は、気体が排出する経路と流入する経路を有する空間において、気体が排出する経路（周知例10記載の「絞り」、周知例11記載の「排気管」）を狭くすることで、当該空間の圧力を上昇させることは、従来周知の技術事項であるとし、これを前提として上記相違点に係る構成は当業者が容易に採用し得る設計上の事項である旨判断した。

(3) 周知例10（「だれにもわかる空気圧技術入門」（株式会社オーム社））には、空気圧配管において「絞り」は圧力損失をもたらす、管内の空気圧の流れの速度を制限する速度制御弁の役割を果たすことなどが記載されているにとどまり、「気体が排出する経路」と「気体が流入する経路」とで各経路の広さ（径）を変えることについては何ら触れられていない。

(4) 周知例 1 1 (特開平 5-180556 号公報) は、「貯蔵装置に係り、特に貯蔵庫内の残存ガスを貯蔵物の鮮度維持を図る修整ガスに置換する貯蔵装置に関する」発明の公開特許公報であり、引用発明とは明らかに技術分野を異にする。

そして、周知例 1 1 には、「気体が排出する経路」に相当する排気管の内径(管路断面積)に関しては、貯蔵庫内の容積 V に対する比率の範囲、管路断面積比率と置換時間比率及び貯蔵庫内圧力との関係等が示されており、「気体が流入する経路」に相当する修整ガスを前記貯蔵庫へ供給する手段である修整ガス供給管路 7 の内径(管路断面積)に関しては、その供給流量が一定の範囲内となるように管路内径を選定してもよい旨が記載されているが、排気管と修整ガス供給管路の各径の対比に言及する記載はない。

よって、周知例 1 1 において、「気体が排出する経路」を「気体が流入する経路」よりも狭くすることは開示も示唆もされていないというべきである。

(5) 上述の通り、引用例には、流体供給経路及び流体排出経路のいずれについても、その管の広さ(径の大きさ)に関する記載は一切ない。また、少ない流量の流体でレーザービーム反射面である鏡面 12 の反対側に、レーザービーム反射部材に相当する金属円板が弾性変形するに要する圧力をかけることに関する記載も示唆もない。

周知例 1 0 においては、「気体が排出する経路」と「気体が流入する経路」とで各経路の広さ(径)を変えることについては何ら触れられていない。

周知例 1 1 は、引用発明とは技術分野を異にすることから、引用発明の技術分野の当業者にとっての周知技術を示すものとは直ちにいい難い上、「気体が排出する経路」を「気体が流入する経路」よりも狭くすることは開示も示唆もされていない。

(6) 被告は、周知例 1 1 及び本件明細書【0031】には、排気管の管径を小さくすれば排出される量が少なくなるので、より少ない供給量で内部の圧力を高めることができることが記載されており、その反面、気体の排出に時間がかかり、圧力調整の時間が長くなることは自明であるから、排出経路の管径の大きさは当業者が必要に応じて適宜決定すればよいものであるとして、流体に気体を用いる場合、流体供給経路はその容積を最小限にするために管径を狭くすべきであり、他方、流体排出経路の管径の大きさは当業者が必要に応じて適宜決定すればよいから、流体供給経路と流体排出経路の広狭は当業者が必要に応じて適宜決定すればよいということが出来る旨主張する。

しかし、周知例 1 1 は、引用発明とは技術分野を異にすることから、引用発明に係る当業者にとっての周知技術を示すものとは直ちにいい難い上、「気体が排出する経路」を「気体が流入する経路」よりも狭くすることを一切開示していない。また、調整の対象となる圧力は排出経路の管径の大小のみによって決まるものではなく、供給経路の管径の大小及び両経路の管径の差などの要素にも影響されるものであるから、排出経路の管径の大きさは上記の要素も勘案して決定すべきものであり、当業者が必要に応じて適宜決定するものということとはできない。

したがって、流体供給経路と流体排出経路の広狭は当業者が必要に応じて適宜決定すればよい旨の被告の前記主張は採用できない。

(7) 以上に鑑みると、本件特許出願時において、引用例及び周知例に接した当業者が流体排出経路を流体供給経路よりも狭いものにしようとする動機付けがあるということとはできず、引用発明から本件発明を容易に想到することはできない。

以上